令和元年 12 月 9 日

京都市長
門川　大作　様

京都精神保健福祉施設協議会
会　長　　加藤　博史

京都精神保健福祉士協会
会　長　　西村　睦美

京都市正規職員採用試験における障害者への対応について

京都市におかれましては、平素、障害者施策の推進にご尽力頂き誠にありがとうございます。

さて 2019 年 10 月 5 日京都新聞報道にありました「京都市の正規職員の採用試験は身体障害のみに限定」されている事実につきましては、障害のある人もない人もあたりまえに暮らしていける共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念に反しており、早急に抜本的な見直しが必要と考えられます。つきましては京都市に対しまして今後の改善を求めるにあたり下記の点についてお尋ねします。ご回答よろしくお願いいたします。

記

1）報道内容（別紙 1）についての確認

記事によれば、『知的と精神を含めていない理由について、市人事課は「施設のバリアフリー整備だけにとどまらない配慮が必要」とし、「知的障害者には能力に応じた仕事を作り出さないといけないが、郵便物の仕分けなど軽度な業務は民間委託する方向にある。精神障害者は体調面からフルタイム勤務が難しいケースが想定される」と説明する。』とあります。
知的障害・精神障害を持つ方の正規職員採用試験を実施しない理由として人事課の説明は限られた新聞誌面のため断片的な内容となっております。知的障害・精神障害を持つ方の正規職員採用試験を実施しない理由について京都市の詳細な見解をお答えください。

2）京都市の正規職員における障害者採用について

インターネットにて確認出来た、平成 20 年 9 月から令和元年 9 月発行の京都市人事行政白書によれば、正規職員採用試験の実施については、各年度とも身体に障害のある方に限定され続けています。白書の発行以後、国及び地方自治体にて障害者に関する法整備等が行われ、京都市にお

いても就労など社会参加を促進する施策が実施されている中、何故この正規職員採用試験に関しては身体に障害のある方に限定され、変更がなされないままなのでしょうか。

3）身体に障害のある方以外の障害のある受験希望者からの問合わせの有無について

2018 年 12 月厚生労働省より総務省を通じて、各都道府県及び各指定都市、各人事委員会事務局に向けて「地方公共団体における障害者の募集・採用について」事務連絡が出されております。それによれば、「障害者向けの募集及び採用においては、応募者と個別に話し合い、本人の障害特性に配慮した合理的配慮ができるかどうか検討することが適切であると考えられます。合理的配慮の提供が行われれば業務遂行できる者について、応募を制限する募集及び採用は、障害者雇用促進法の趣旨に反するものと考えられます」とあります。
平成２８年４月１日に施行された「改正障害者雇用促進法」以後、京都市の正規職員採用試験に関して、身体に障害がある方以外の障害のある方から問い合わせはありましたか。その有無をお答え下さい。また問合わせがあれば、その問い合わせに関する京都市の回答内容をお答えください。ただし、個人情報に触れる場合は、個別性が判断できない概要としてお答えください。

以上

質問の回答は令和元年 12 月 25 日までに書面にてお願いいたします。

お問い合わせ及び回答送付先
京都精神保健福祉士協会　事務局(担当　斉藤)
〒604-0076
京都市中京区東堀川通丸太町下ル七町目 2-12
シャンブル丸太町 305
TEL/FAX　075-748-1507
Mail　office@kyo-psw.org
※不在の場合が多いので郵送･FAX･mail で頂けると幸いです。